

国土利用計画法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 土地利用基本計画の作成等に要する経費の財源に充てるための交付金制度を廃止することに伴い、当該交付金制度に係る規定を削除すること。

(第二十三条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

三 この政令は、平成十六年四月一日から施行すること。

(附則第一条関係)